

令和元年度 第1回 上越市水道水源保護審議会 次第

日 時 令和元年12月18日(水) 午前10時
会 場 上越文化会館 中会議室

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 会長及び副会長の選出
- 4 会長及び副会長 あいさつ
- 5 上越市水道水源保護審議会の概要について <資料1>
- 6 審 議
水源保護地域の一部解除について <資料2>
- 7 報 告
水源かん養活動について <資料3>
- 8 その他
- 9 閉 会

上越市水道水源保護審議会の概要について

1. 審議会設置の目的及び経緯

平成6年3月に上越市水道水源保護条例（以下「条例」という。）が施行され、平成7年1月に水源保護に関する重要な事項について調査・審議するための上越市水道水源保護審議会を設置した。その後、平成8年3月まで計4回開催し、桑取川水系各取水ダム集水区域と正善寺ダム集水区域の水源保護地域指定に関する審議を行った。

平成17年1月の市町村合併に伴い、平成18年度から年4回の頻度で各区の水源保護地域指定の審議を行い、平成22年3月までに、当時、市内16か所あったすべての水源について、水源保護地域の指定を完了した。

平成29年3月に浦川原区の上猪子田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴い、両浄水場の水源である水源保護地域の取扱いについて審議を行った結果、両地域の指定を解除することとした。これにより、現在の水源保護地域は14か所となっている。

2. 水源保護地域内における開発の状況

平成6年3月の条例制定後から現在に至るまで、水源保護地域内でゴルフ場、産業廃棄物処理業等の対象事業を行おうとする者からの事前協議の申請は1件もない。水源保護地域の指定が抑制効果となり、今後も対象事業が水源保護地域内で行われる可能性は低いと考えている。

3. 審議会の運営について

平成22年度以降、水源保護地域の指定や対象事業の事前協議に関する審議案件がなかったことから、近年は不定期に開催している。今後も、審議案件・事前協議事項があった場合には、その都度審議会を開催する。

4. 委員の任期及び委嘱数について

委員の任期は2年とし、現在は下表のとおり12人に委嘱を行っている。

委員構成（条例第14条第2項）	委員数
(1) 識見を有する者	1人
(2) 関係行政機関の職員	3人
(3) 公募に応じた市民	2人
(4) その他市長が必要と認める者	・ 主要水源保護地域から 4人 （桑取・名立・柿崎・正善寺） ・ その他 2人
計	12人

5. 水源保護地域の指定・解除の経過

年月	経 過
平成元年10月	桑取川支流谷内川「谷内取水ダム」に隣接する形でゴルフ場計画が発表されるが、その後、市民団体による反対運動を受け、開発業者はゴルフ場計画を白紙撤回
平成6年3月	市議会や市民団体において水道水源を保護する条例化の機運が高まり、「上越市水道水源保護条例」を制定
平成7年1月	上越市水道水源保護審議会を設置
平成8年3月	水道水源保護審議会（計4回）での審議を経て、城山浄水場水源の桑取川水系各取水ダム集水区域と、上越地域水道用水供給企業団第1浄水場水源の正善寺ダム集水区域を水源保護地域に指定
平成8年4月	正善寺ダムの水源保護地域に隣接する形で産業廃棄物処理施設の計画 ※その後、上越市ほか関連町村及び市民の反対により、業者は産業廃棄物処理施設の計画を取り下げ
平成16年9月	9月議会において、一般質問に対する市長答弁 ① 合併後に各区の水源についても水源保護地域の指定を行う ② 分水嶺の外の周縁部の指定も視野に入れ、水道事業者としてより安全な水質を確保するため、適切な対策をとっていく
平成18年6月	6月議会において、一般質問に対する市長答弁 集水区域周縁部については、 ①地形、地理的条件や過去の経緯、さらには重要性、緊急性を考慮し、産廃処理場などとして開発されるおそれのある特定の地域を一つのまとまりで指定 ②集水区域の外側を一定の幅で帯状に指定
平成18年8月	水道水源保護審議会での審議を経て、合併後初の水源保護地域指定 1. 名立川水系取水ダムの集水区域（城山浄水場水源） 2. 正善寺ダムの集水区域周縁部の一部
平成19年3月	柿崎川ダムの集水区域を水源保護地域に指定
平成19年3月	水道水源保護審議会で、集水区域周縁部を指定する場合の一定の幅については200mを基準とするべきとの意見の提起
平成19年9月	三和区多能池水源、牧区第1, 2, 6, 7水源の集水区域及び周縁部200mを水源保護地域に指定 ※その後、各区の水道水源の集水区域及び周縁部200mを水源保護地域に指定
平成22年3月	正善寺ダム周縁部、桑取川・名立川水系取水ダム周縁部、柿崎川ダム周縁部を水源保護地域に指定し、全市の水源保護地域の指定を完了
平成29年11月	浦川原区の上猪子田浄水場及び真光寺浄水場の廃止に伴い、両浄水場の水源である水源保護地域の指定を解除

6. 上越市水道水源保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、水道法第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水質を保全することが必要な区域をいう。
- (3) 対象事業 次に掲げる事業をいう。
ア ゴルフ場 イ 産業廃棄物処理業 ウ 土砂採取業 エ 砂利採取業
オ その他水質汚濁を招くおそれのある事業
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場であつて、水源保護地域に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのあるものとして第7条第3項の規定により認定されたものをいう。

（水源保護地域の指定等）

第6条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 管理者は、前項の規定により水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ上越市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。

4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（事前の協議及び措置等）

第7条 1項～2項、4項 略

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があつたときは、上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該協議に係る対象事業を行おうとする工場その他の事業場が規制対象事業場か否かの認定を行わなければならない。

（規制対象事業場の設置の禁止）

第8条 事業者は、前条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたときは、当該規制対象事業場を設置してはならない。

（審議会の設置）

第13条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、上越市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

『水源保護地域に指定』されると

水源保護地域内でゴルフ場、産業廃棄物処理業、土砂採取業、砂利採取業等を行おうとする場合、管理者との事前協議が必要である。また、審議会の意見を聴き、管理者が水源を汚濁する、または汚濁するおそれがあると認定（条例第7条第3項）した場合は、設置を禁止（条例第8条）する。

7. 水源保護地域一覧

年度	集水区域 箇所数	指定	地域	面積 (km ²)		備考
				集水区域	周縁部	
H8	2 か所	H8. 3. 11	① 正善寺ダム集水区域	6. 3		
		H8. 3. 11	② 桑取川水系取水ダム集水区域	25. 8		
H18	2 か所	H18. 8. 10	③ 名立川水系取水ダム集水区域	31. 6		名立簡易水道水源を含む
		H18. 8. 10	① 正善寺ダム周縁部の一部（上綱子）		0. 3	
		H19. 3. 28	④ 柿崎川ダム集水区域	12. 5		
H19	4 か所	H19. 9. 27	⑤ 三和区 多能貯水池集水区域・周縁部	1. 5	1. 3	
		H19. 9. 27	⑥ 牧区 水源集水区域・周縁部	1. 0	0. 7	
		H20. 3. 27	⑦ 大島区 菖蒲水源集水区域・周縁部	5. 0	1. 1	
		H20. 3. 27	⑧ 大島区 赤倉水源集水区域・周縁部	3. 0	1. 1	
H20	6 か所	H20. 9. 25	⑨ 安塚区 朴ノ木川水源集水区域・周縁部	6. 7	2. 6	
		H20. 9. 25	⑩ 安塚区 小川川水源集水区域・周縁部	0. 5	0. 7	
		H20. 9. 25	⑪ 清里区 水源集水区域・周縁部	1. 9	2. 1	坊ヶ池用水及び大三郎用水水源
		H20. 9. 25	⑫ 板倉区 筒方水源集水区域・周縁部	0. 1	0. 3	
		H21. 3. 26	⑬ 浦川原区 入山沢水源集水区域・周縁部	3. 0	2. 0	水源が隣接し、周縁部が重なるため、周縁部面積は一括とした
		H21. 3. 26	⑭ 浦川原区 南山水源集水区域・周縁部	0. 4		
H21	0 か所	H22. 3. 25	① 正善寺ダム周縁部（追加分）		2. 5	
		H22. 3. 25	② 桑取川・名立川水系取水ダム周縁部		4. 2	
		H22. 3. 25	④ 柿崎川ダム周縁部		2. 0	
計	14 か所			99. 3	20. 9	
				計 120. 2		

※網掛け部分・・・今回、水源保護地域解除の審議箇所

水源保護地域の一部解除について

三和区の多能浄水場は昭和 37 年に完成し給水を開始したが、築造から 50 年以上が経過し施設の老朽化が進んだことから、今後の浄水場のあり方について検討を行った。

平成 17 年の市町村合併や平成 25 年の上越地域水道用水供給企業団の統合により、全市の配水を一元的に管理・運用することで、年間を通じて安定した給水が可能となった。具体的には、春先の雪解け時は豊富な河川水を利用し、ダム水を温存することで夏期の渇水にも対応できるようになった。

こうした中、近年、市内の配水量は毎年 0.5～1.0%程度減少しており、多能浄水場の配水区域については、正善寺浄水場からの配水で十分賄えることから、多能浄水場を廃止することとした。

令和元年 11 月、正善寺浄水場から配水するための配水管等の工事が完了し、正善寺浄水場からの配水を開始するとともに、多能浄水場を停止した。

これに伴い、平成 19 年 9 月に多能浄水場の水源として指定した水源保護地域を解除するものである。

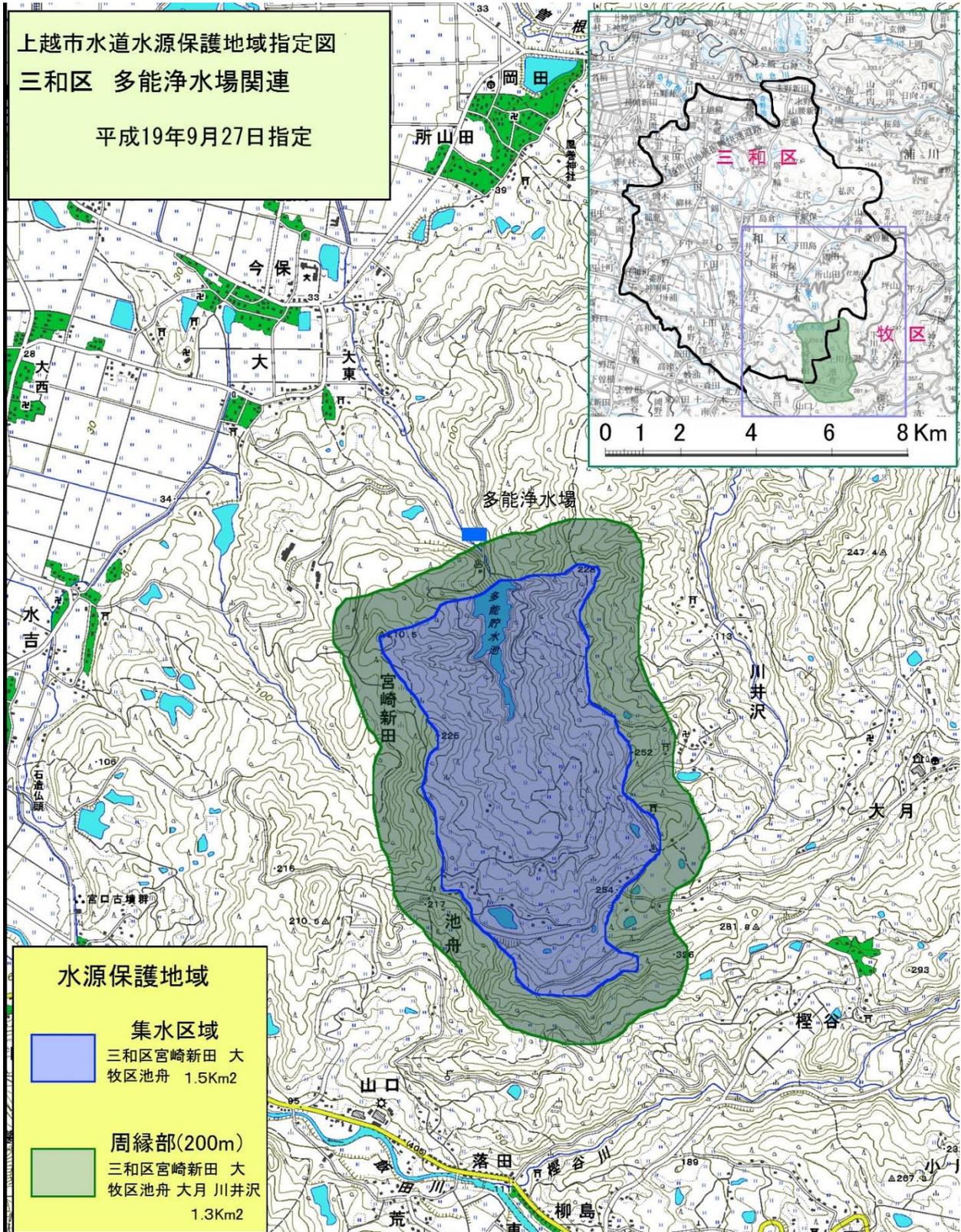
解除する水源保護地域

水源保護地域	備 考
上越市三和区宮崎新田、大の一部 牧区池舟、大月、川井沢の一部 (別紙「上越市水道水源保護指定図 三和区 多能浄水場関連」 に示す範囲)	三和区 多能浄水場水源 多能貯水池の集水区域及び 200m 幅の周縁部 指定面積 集水区域 1.5 km ² 周縁部 1.3 km ² 合 計 2.8 km ²

《参考》

給水区域内人口及び一日平均配水量の推移

	平成 20 年度	平成 30 年度	増減	増減率
給水区域内人口	207,200 人	192,040 人	△15,160 人	△7.3%
一日平均配水量	76,364 m ³	66,449 m ³	△9,915 m ³	△13.0%



この地図の制作に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (空間データ基盤) 及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 26 情使、第 204 号)

水源かん養活動について

○ 令和元年度に実施した、「水源保護啓発看板設置事業」及び「植林事業（成育状況管理）」についての報告。

1. 水源保護啓発看板設置事業

(1) 内容

水源保護意識の醸成を図るとともに、不法投棄を抑制し、水道水源の水質を保全するため、市内各所の水源地域に啓発看板の設置を行っている。

(2) 今年度設置場所

設置場所	設置数
正善寺ダム	3基
柿崎川ダム	4基
合計	7基



(3) 今後の対応

- ・啓発看板設置箇所周辺を含め、水源保護地域内の林道を中心に定期的なパトロールを行い、土砂崩れや不法投棄等の有無のほか、啓発看板の状態を確認する。
- ・パトロールの際に異常を発見した場合は、市役所関係課に対応を要請する。
- ・パトロールの結果を踏まえ、新たな啓発看板の設置場所を検討するほか、啓発看板が破損していた場合は修繕等を行う。

《参考》

水源保護啓発看板設置の状況

集水区域	設置箇所	年度	設置数	合計
①正善寺ダム	上正善寺（正善寺ダム駐車場脇）	H23	1	4
	上正善寺（正善寺ダム周囲）	R1	3	
②桑取川水系取水ダム	上越市後谷（林道難波線沿）	H20	1	2
	上越市中ノ俣（林道南葉高原線沿）	H20	1	
③名立川水系取水ダム	名立区東飛山（林道南葉山線沿）	H19	1	1
④柿崎川ダム	柿崎区上中山（柿崎川ダム駐車場脇）	H23	1	5
	柿崎区黒岩 他（柿崎川ダム周囲）	R1	4	
⑤三和区 多能貯水池	三和区大（多能浄水場）	H21	1	1
⑥牧区 水源	—	—	—	0
⑦大島区 菖蒲水源	大島区菖蒲高原（ベルハウス駐車場脇）	H22	1	1
⑧大島区 赤倉水源	—	—	—	0
⑨安塚区 朴ノ木川水源	安塚区切越（市道沼木線沿）	H22	1	1
⑩安塚区 小川川水源	—	—	—	0
⑪清里区 水源 （坊ヶ池用水・大三郎用水）	清里区青柳（市道坊ヶ池環状線沿）	H21	1	1
⑫板倉区 筒方水源	—	—	—	0
⑬浦川原区 入山沢水源	—	—	—	0
⑭浦川原区 南山水源	—	—	—	
総設置数				16

2. 植林事業（成育状況管理）

(1) 内容

平成15年度から平成29年度までの間、安全で良質な水を安定供給していくことを目的に、植林を行った。

植林した樹木について、継続しての成育状況を確認してきたが、成育状況が芳しくない地区があったため、令和元年度、試験的に一部施肥を実施した。

(2) 今年度実施時期及び実施場所

ア 成育状況の確認

1回目：令和元年10月18日（金） ②桑取川水系取水ダム集水区域

2回目：令和元年11月15日（金） ④柿崎川ダム集水区域

イ 施肥

令和元年5月29日（水）・令和元年6月4日（火）

②桑取川水系取水ダム集水区域（平成21・23年度 後谷ダム集水区域植林地）：24本

(3) 今後の対応

- ・今後も定期的に、植林した樹木の成育状況を確認していく。
- ・施肥を実施した箇所については、令和2年度も施肥を実施する。効果が確認できた場合は、範囲を拡大し、不良箇所への施肥を実施していく。

【成育状況の確認】



【施肥の状況】



《参考》

・ 植林地一覧（太柢箇所・・・今年度成育状況確認場所）

場所	植林年度	種類	植林本数	備考
桑取	H15	ブナ、ミズナラ、オニグルミ、カツラ、キハダ、トチノキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、シナノキ	220本	調査継続中
中ノ俣	H16	ブナ、シバクリ、コナラ、ミズナラ、カツラ、シナノキ、オオヤマザクラ	310本	H30年度調査時 成育良好
中ノ俣	H17	コナラ、ミズナラ、トチ、ブナ、ヤマモミジ、オオヤマザクラ	150本	調査継続中
中ノ俣	H18	ミズナラ、ブナ	150本	H30年度調査時 成育良好
名立	H19	トチ、ブナ、オオヤマザクラ	200本	H30年度調査時 成育良好
柿崎	H19	ミズナラ、ケヤキ	混播・混植法	R1年度調査時 成育良好
後谷	H20	ブナ、ミズナラ、トチ	200本	調査継続中
柿崎	H20	ミズナラ、ケヤキ	混播・混植法	R1年度調査時 成育良好
後谷	H21	ブナ、ミズナラ、トチ、カラマツ、ヤマハンノキ	200本	R1年度施肥（12本）
柿崎	H21	ミズナラ、ケヤキ	混播・混植法	R1年度調査時 成育良好
後谷	H22	ブナ、ミズナラ、トチ	200本	調査継続中
柿崎	H22	ミズナラ、ケヤキ	混播・混植法	R1年度調査時 成育良好
正善寺	H22	ムラサキシキブ、ナツツバキ		調査継続中
後谷	H23	ブナ、ミズナラ、トチ	200本	R1年度施肥（12本）
柿崎	H23	ミズナラ、ケヤキ	混播・混植法	R1年度調査時 成育良好
後谷	H24	ブナ、ミズナラ、トチ	200本	調査継続中
中ノ俣	H25	ミズナラ、ブナ	50本	H30年度調査時 成育良好
後谷	H26	ブナ、ミズナラ、トチ、カラマツ、ヤマハンノキ	50本	調査継続中
桑取	H27	ブナ、ミズナラ、オニグルミ、カツラ、キハダ、トチノキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、シナノキ	50本	調査継続中
後谷	H28	ブナ、ミズナラ、トチ	100本	調査継続中
後谷	H29	ブナ、ミズナラ、トチ、カラマツ、ヤマハンノキ	100本	調査継続中